

雲南市行財政改革大綱

平成18年3月

雲南市行財政改革推進本部

(目次)

I 大綱策定の背景	3
1. 社会環境の変化.....	3
2. 6町村合併による雲南市のスタート.....	4
II 基本方針	5
1. 行財政改革の理念と目標.....	5
2. 行財政改革の基本方針.....	5
(1) 市民の総力の結集と職員の意識改革	
(2) 情報公開の徹底	
(3) 財政の健全化	
III 基本施策	8
1. 改革は5つの柱を基本に進めます.....	8
(1) 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます	
(2) 市民本位の視点でサービスを見直します	
(3) 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います	
(4) 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります	
(5) 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします	
2. 施策体系.....	10
IV 推進項目	11
1. 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます.....	11
(1) 市民との情報の共有を図ります	
(2) 市政への市民参加を進めます	
(3) 市民活動を支援します	
2. 市民本位の視点でサービスを見直します.....	12
(1) 市民の視点でサービスを見直します	
(2) 市民サービスの質を高めます	
(3) わかりやすい事務手続に改善します	
(4) 公共施設のサービス向上を図ります	
(5) 外部委託を進めます	
3. 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います.....	13
(1) 市税等の歳入を確保します	
(2) 受益者負担の適正化を進めます	
(3) 地方債の借入を抑制します	
(4) 内部管理経費を徹底して削減します	
(5) 施策、事業及び補助金等を見直します	
(6) 公営企業及び特別会計の健全化を図ります	

- (7) 効果的かつ自律的な予算編成方式を確立します
- 4. 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります…………… 1 5
 - (1) 行政評価制度を導入します
 - (2) 総合行財政システムを確立します
 - (3) 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます
 - (4) 給与制度の見直しを進めます
 - (5) 公共施設の適正配置に向けた見直しを進めます
 - (6) 第三セクター等の見直しを進めます
 - (7) 広域行政への取り組みを進めます
 - (8) 電子市役所への取り組みを進めます

- 5. 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします…………… 1 7
 - (1) 市民に信頼される職員をめざします
 - (2) 接遇日本一をめざします
 - (3) 課題に柔軟に対応できる人事制度をつくります
 - (4) 風通しのよい職場環境をつくります

- V 推進方策…………… 1 8**
 - 1. 聖域を設けず決断力をもって迅速に取り組みます
 - 2. 市民に公表しながら全庁を挙げて取り組みます
 - 3. 年度計画により着実に取り組みます

I 大綱策定の背景

1. 社会環境の変化

平成12年4月、地方分権一括法が施行されました。これは、「自己決定・自己責任」の原則の下で、国と地方が「対等・協力」の新しい関係に立ったことを意味するもので、地方自治体は自らの判断と責任で地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されています。

そのため、地方自治体には、自らの行政運営のあり方を主体的に改革し、効率的で質が高く、市民の信頼に応える行政運営が強く求められるとともに、積極的な情報公開により市民との良好な協働関係を築き、政策形成における透明性や公平性をより高める施策が求められています。

また、全国的な少子・高齢化の進行は、福祉サービスの増大と生産人口の減少という日本社会が初めて経験する大きな課題を生んでいます。同時に、経済的な豊かさや価値観が多様化する中で、ボランティア活動などの市民活動の活発化や環境重視社会への移行、高度情報化の進展などは、市民生活や行政活動のいろいろな面に影響を及ぼすようになってきました。

一方、右肩上がりの経済成長は過去のことになり、低成長経済社会における新しい社会経済の仕組みが模索されています。そのような中、国の膨大な借金体質の改善に向けた財政構造改革に連動して、三位一体改革の名の下で地方交付税や補助金の見直しなどが、合併時の予想以上に急速かつ強力に進められ、そのことが合併直後の財政非常事態を招き、市政運営を非常に難しくしています。

3年間にわたる三位一体改革の結果、3兆円規模の税源移譲が実現したものの、総額4兆円にのぼる補助金改革の大半が地方への負担転嫁に終り、地方交付税は3年間で5兆円も削減されました。また、平成18年度から始まる第2次分権改革では、地方交付税に絞った改革が一段と進められることが予想されています。既に、総務大臣の諮問機関においては、自治体にとっての命綱ともいべき地方交付税の財源保障機能の縮小・廃止や民間企業に倣った自治体の破たん法制などが議論されており、地方自治体を取り巻く情勢は、今後ますます予断を許さない状況にあります。

このような状況において、行政の守備範囲と負担は増大する一方であり、もはや財政的に耐え得ない状況にあります。これまで長い間、公共サービスはその大部分を行政が担ってきましたが、今日の公共サービスの多様化と増大に対しては、歳出削減という従来の手法だけでは対応していくことができなくなりました。現在のサービスや職員を少し削れば済むという問題ではなく、自治体の仕組みそのものについて、あらためて考える必要があります。

分権時代にふさわしいまちづくりを市民との協働によりどのように進めて

いくのか、行政施策やサービスなどの質的向上を図りながら、拡大・多様化する市民ニーズにどのように応えていくのが、市政にとってのこれからの大きな課題です。

2. 6町村合併による雲南市のスタート

平成16年11月1日、6町村合併により雲南市がスタートしました。しかし、それまで6町村それぞれの特色や資源を活かしたまちづくりに取り組んできた経緯から、合併後においても未統一の事務事業が残されており、市政の一体化と均一化に向けて早期に統一を図る必要があります。

新市建設計画では、6町村合併を「行財政の仕組みを新しいまちづくりへの挑戦に向けて改革する契機であり、行政組織が変わることによって、市民と行政がまちづくりに向けた力強い絆を生み出すチャンス」としています。そして、「『生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり』を目指す住民と行政の協働のまちづくりの推進体制として、行政システムの変革と効率的で信頼される行政運営に取り組む」ことを明言し、行財政改革を新しいまちづくりの推進体制整備のための重点施策として位置づけています。

三位一体改革は、結果的に国の財政再建に寄与した形で終わり、地方分権という真の目的の達成には遠く及ばない状況です。これまで地方自治体は、権限と財源を握る国に頼る一方で、責任もまた国に転嫁してきたことは否めません。この新市の発足を契機として、市民と行政がきちんと向き合い、相互理解のもとで、「自己決定・自己責任」による真の地方自治を確立して国と対等になるという気概を持って改革を進めなければなりません。

このような背景を踏まえ、これからの変革の時代に対応できる行財政の仕組みを確立する指針として「雲南市行財政改革大綱」を策定します。

Ⅱ 基本方針

1. 行財政改革の理念と目標

「市民が主役の自治」を改革の理念として、本市のまちづくりの基本理念に掲げるまちの姿をめざします。

「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をめざし、住民と行政が協働するまち

- 自ら考え行動する、市民が主役の自治のまち
- 市民に開かれた、効率的で信頼される行政運営が行われるまち
- まちの発展に向けて、市民と行政が協働※して取り組むまち

※協働・・・市民と行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとりが意識を高めあい、役割と責任を担いあいながら共通の目標に向かって取り組むこと（まちづくり会議での中間報告より）

2. 行財政改革の基本方針

(1) 市民の総力の結集と職員の意識改革

公共サービスの供給は、行政がその大部分を担ってきましたが、需要とそれにかかる負担は増大する一方です。以前の経済成長期には、行政需要の増加に対して税収の増加分を充てるという手法をとってきましたが、もはやそれはできません。

本来、自治体を管理・運営していくのは職員ではなく市民です。市民の積極的な市政への参加を図るとともに、職員は市民と同じ視点に立ち、両者の協働によるまちづくりを進めていかななくてはなりません。公共サービスをはじめとした行政需要を、市民や民間事業者、行政が相互理解のもとで、それぞれ役割分担をしながら協働していくことが必要です。

雲南市においては、これまで「地域委員会」が立ち上がり、「地域自主組織」が育ってきました。地域の自主性、自立性が尊重され、お互いに助け合いながら地域が一体となり、先人が守り育ててきた伝統や文化といった地域資源を活かし、地域の魅力を磨き上げていく市民の自主的な活動が動き出しました。こうした地域の一体化に向けた活動を通して、それぞれの地域がお互いの個性を認め合い、連携し合うことによる相乗効果により、雲南市全体の浮揚を図っていくことが重要です。地域間競争が強まっていく中、まちづくりを進める市民と行政の総力の結集をいかに図っていくかが問われていると言えます。

一方、職員は、自らの役割とあり方をあらためて見つめ直し、国と雲南市の両方の財政を直視し、その状況を把握しながら地域経営※に心がけるとともに、「市民が主役のまちづくり」が展開していくよう市民との信頼の絆を結び、まちづくりの協働者となるよう常に心がける必要があります。

雲南市は、「生命と神話が息づく新しいふるさとづくり」に向け、市民と行

政が協働でまちづくりを進めます。

※地域経営…雲南市が継続して存続し、そこに住む雲南市民の満足度が向上し、雲南市の価値が高まるよう、地域が保有する資源（人、物、金、情報など）を最大限に活用し、内発型の地域運営を行うこと。そのためには、市民、事業者、行政が保有する力を合わせる必要がある。

（２）情報公開の徹底

市民と行政が相互理解のもとでそれぞれ役割を分担し、協働により市民本位のまちづくりを進めていく上では、市政への市民参加が前提であり、そのためには行政情報の共有が欠かせません。行政にとっては、情報公開により市民に信頼される行政運営に努めることが何より必要です。市民と行政が情報を共有し、課題への取り組みや問題解決のために共に知恵を出し合う姿が、自立を目指す自治体のあり方です。

これまでの情報公開においては、行政が思っているほど市民に十分に伝わっていないケースもあり、行政の自己満足に終わってしまっている部分もあります。また、行政側からの一方的な通知や報告である場合が多く、市民意見を十分反映しているとは言えない状況です。

行政情報を、時機を逃さずに、よりわかりやすく、そして正確かつ確実に市民に伝えることができるよう情報提供のあり方や手法を見直すとともに、市民の意見が行政運営にしっかりと反映される仕組みを確立します。

（３）財政の健全化

本市においては、これまで行ってきた社会基盤整備に伴う借入金の償還費、施設整備に伴う維持管理費、公共サービスの範囲拡大に伴う人的経費や物件費、補助費などが増大しています。

人口や産業構造が類似する他市（類似団体）と比較すると、財政規模は1.7倍近くに達し、特に、公債費、補助費等、繰出金、物件費などの支出額が突出して多く、それに対して地方税収入は類似団体の3分の2程度に過ぎず、まさに地方交付税が雲南市の命綱と言えます。

こうした義務的・経常的経費の増大に対し、地方税、地方交付税などの一般財源収入は年々減少し、歳出増大に対し歳入縮小という収支の不均衡により年間約10億円の構造的な収支不足が発生しており、平成17年度当初においては、この補てんに加え、さらに13億円の基金の取り崩しを余儀なくされました。このような状態が続けば、数年後には経常赤字の発生、そして財政破綻にも陥りかねない財政非常事態となっています。

以前は、経済情勢が右肩上がりだったため、財政再建策としていろいろな面で我慢を続けていれば、税収や地方交付税などの一般財源が徐々にではあっても増えていき、結果として財政再建を成し遂げることが可能でした。しかし、現在は経済の停滞が長引き、また、国の財政状況も歳入の約半分を国債でまか

なうという、いわば危機的な状況になっており、三位一体改革に表れているように、地方の面倒をこれまでどおり見ることができなくなりつつあります。したがって、以前のように我慢だけでは財政再建ができなくなっています。

今ここで、新たな行財政の仕組みづくりに向けた改革を怠れば、収支不均衡による財政赤字が発生し、財政再建団体への転落は避けられません。万が一、そのような事態になれば、市政の運営は国の管理下に置かれ、市独自の政策決定など自主的な行財政運営はできなくなり、行政サービスの水準が低下したり、使用料などの市民負担が増加するなど、結果的に市民生活に大きな影響を与えることになってしまいます。これは、言わば「地方自治の放棄」とも言うべき事態であり、なんとしても避けなければなりません。

現在置かれている財政状況と将来見通しの中で、市民の共通認識・共通理解のもと、将来的に持続可能な自治体経営とはどういうものかを探り、その将来像の実現に向かって取り組まなければなりません。

限られた行政資源の中で、納税者である市民に対し、真に必要なサービスを、最小の経費で最大の効果をもって提供できるよう、内部管理経費を徹底して削減することはもちろんのこと、行政評価制度の導入などにより施策の重点化・選択化を厳しく行っていく必要があります。また、新たに必要となる行政需要に応じていくための財源の確保や、地方分権の時代にふさわしい市民と行政の役割分担や受益者負担のあり方を検証するなど、財政状況の抜本的な改善に向けた取り組みを早急に進めます。

Ⅲ 基本施策

1. 改革は5つの柱を基本に進めます

(1) 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます

地方分権の推進により、地方自治体はその将来像を自ら描き、そこに至るまでの手法を自ら選択し、地域の特性を生かしたまちづくりを行っていかねばなりません。市民と行政が共通の目標に向かい、役割分担しながらまちづくりを進めていく協働の仕組みへの転換が必要です。

そのためには、施策の目的と効果について市民と行政が情報を共有することにより、市民自らがまちづくりの主体者として、市政に参加する仕組みが必要です。

(2) 市民本位の視点でサービスを見直します

行財政改革の目的は、限られた資源の中で、市民に真に必要とされているサービスを、質的な向上を図りながら効率的かつ効果的に提供することにあります。行政サービスの提供にあたっては、市民の視点に立ってニーズを的確に把握し、市民本位のサービスを基本とします。

また、市が関与すべきかどうかという行政の守備範囲についての考え方を明確にし、サービス提供の意義や目的などを根本的に見直すとともに、手続きの簡素化や迅速化などのサービス提供のあり方についても見直しを進めます。

(3) 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います

行政活動が円滑かつ効果的に行われるためには、安定した財政基盤が確立されていることが前提になります。

このため、経常的経費を中心とした歳出の削減、事務事業の見直しなどにより、財政構造の改革に取り組み、効率的な財政運営を行います。

また、コスト意識の涵養を図るとともに厳しい財政状況のもとでの新しい予算編成の仕組みづくりに取り組み、将来に向けて継続が可能な財政運営に取り組みます。

さらに、受益者負担の適正化はもとより、地方自治の根幹である市税については、納税者間の公平性を保つ意味からも、収納対策に積極的に取り組むことにより適正な財源確保に努めます。

(4) 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります

地方分権が推進される中、自治体には「自己決定・自己責任」による行政運営が求められ、まさに今、行政の力量が問われているところです。

このため、簡素で効率的な組織機能の再構築に努めるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応していくため、常に組織の見直しを行うなど、柔軟な行政体制への転換を図ります。

また、予算化及び予算執行に目がいきがちになっていたこれまでの行政運営から、市民本位・成果重視の行政運営への転換を図るとともに、IT（情報通信技術）の活用による行政事務の効率化・高度化を推進し、市民の生活圏の広域化にも対応した行政システムの整備を図ります。

（５）行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします

地方分権の時代においては、地域間競争を生き抜くため、自主性・自立性の向上と個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現していくことが求められます。したがって、行政に携わる職員には、新市建設計画の着実な進展に向け、積極的に情報を入手し、市民の目線で考え、変化に対応し、柔軟な発想で迅速かつ果敢に行動することが求められています。

このため、行政課題への対応においては「迅速・決断・実行・報告・点検」を行動規範とし、また、事務処理にあたっては「迅速・正確・親切・丁寧」を基本とするよう認識を徹底し、職員の意識改革と資質向上を図ります。

また、時代に対応した研修制度の充実や人事制度等の見直しに取り組むとともに、接遇日本一を目標として、市民の気持ちになって対応ができる、市民に信頼される職員を目指した取り組みを進めます。

2. 施策体系

1. 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます

- (1) 市民との情報の共有を図ります
- (2) 市政への市民参加を進めます
- (3) 市民活動を支援します

2. 市民本位の視点でサービスを見直します

- (1) 市民の視点でサービスを見直します
- (2) 市民サービスの質を高めます
- (3) わかりやすい事務手続に改善します
- (4) 公共施設のサービス向上を図ります
- (5) 外部委託を進めます

3. 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います

- (1) 市税等の歳入を確保します
- (2) 受益者負担の適正化を進めます
- (3) 地方債の借入を抑制します
- (4) 内部管理経費を徹底して削減します
- (5) 施策、事業及び補助金等を見直します
- (6) 公営企業及び特別会計の健全化を図ります
- (7) 効果的かつ自律的な予算編成方式を確立します

4. 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります

- (1) 行政評価制度を導入します
- (2) 総合行財政システムを確立します
- (3) 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます
- (4) 給与制度の見直しを進めます
- (5) 公共施設の適正配置に向けた見直しを進めます
- (6) 第三セクター等の見直しを進めます
- (7) 広域行政への取り組みを進めます
- (8) 電子市役所への取り組みを進めます

5. 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします

- (1) 市民に信頼される職員をめざします
- (2) 待遇日本一をめざします
- (3) 課題に柔軟に対応できる人事制度をつくります
- (4) 風通しのよい職場環境をつくります

IV 推進項目

1. 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます

(1) 市民との情報の共有を図ります

市民に信頼され、市民参加による開かれた市政運営を実現するためには、その前提として、市民と行政が情報を共有することが必要です。市政情報の公開を徹底するとともに、わかりやすい情報内容に心がけ、的確な情報提供と提供機会の充実、提供手段の周知に努めます。

また、個人情報保護条例に基づく厳密な情報管理を行い、個人情報の保護を徹底します。

(2) 市政への市民参加を進めます

市民と行政の協働のあり方については、「自治の担い手は市民」であることを認識したうえで、市民がやるべきこと、市民と行政が一緒になってやるべきこと、行政がやるべきことを明確にした上で、協働のまちづくりを進めることが大切です。

住民自治の視点からまちづくりへの市民参加を推進するとともに、新市建設計画に基づくまちづくり基本条例の制定や新しい市民参加の手法について検討します。

(3) 市民活動を支援します

地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるためには、市民の主体的な参画が必要です。行政主体による公的サービスの提供だけでなく、地域自主組織やボランティア団体などによる公的な市民活動が活発に行われて行政との協働が進むことにより、地域課題への対応やコミュニティづくりの推進が期待されることから、公的市民活動への支援を推進します。

2. 市民本位の視点でサービスを見直します

(1) 市民の視点でサービスを見直します

行政が提供するサービスについては、行政の守備範囲をしっかりと踏まえ、市民にとって必要なサービスを改めて問い直し、財政の健全化とのバランスを考慮しながら、市民が納得できるサービスを市民の視点に立って見直します。

(2) 市民サービスの質を高めます

市民の立場に立った誠実な対応を徹底し、市民の満足度を基本にした市民サービスを推進します。また、市民の利便性向上を図るため、I T（情報通信技術）や民間能力の積極的活用に努めます。

(3) わかりやすい事務手続に改善します

市民が行政サービスを受けようとするとき、多くの場合、窓口での手続きや書類申請手続きが必要となり、煩雑で手間がかかることも少なくありません。行政内部での事務処理について見直しを進め、可能な限り簡素で、わかりやすい事務手続に改善します。

(4) 公共施設のサービス向上を図ります

公共施設すべてについて、その利用実態を調査し、設置目的、利用状況、運営形態について点検・評価し施設のあり方を見直します。単にコストの削減だけではなく、市民と協働のまちづくりを推進する視点から、統廃合や他用途への転用、地縁団体等への移譲や民営化など、そのあり方を抜本的に見直すとともに、管理運営についても利用者ニーズに柔軟に対応するため、指定管理者制度の活用など、市民にとって利便性が高く、かつ、質の高いサービスを最小の経費で提供できる施設への見直しを進めます。

(5) 外部委託を進めます

民間の事業機会の拡大と民間能力の柔軟な活用のため、外部委託に関する市の基本的な方針を作成します。外部委託により市民サービスの向上と行政の効率化が期待できる事務事業については、行政責任の確保や個人情報保護の観点に留意し、積極的かつ計画的に委託化を進めます。

また、市民に密着したサービスで、コミュニティづくりにつながるものについては、市民団体やボランティア団体など、可能な限り市民の力を活用するサービス提供の手法を進めます。

3. 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います

(1) 市税等の歳入を確保します

市税についてはできるだけ早く不均一課税を見直し、市内統一を図ります。

自主財源の確保について、市民負担の公平性の観点から、納税義務者や課税客体の適正な把握に努めるとともに、収納率の向上のため市税等の滞納解消対策を強化します。また、広告収入などの新たな財源の確保についても調査研究します。

さらに、中・長期的な税収確保対策として、本市建設計画の重点施策である自立型地域経済圏の確立に向け、産業振興支援体制の強化を図ります。

(2) 受益者負担の適正化を進めます

今後ますます多様化が予想される市民ニーズについて、サービスを受けることとそのサービスに対する負担の関係を明らかにしておく必要があります。市民生活への影響や周辺自治体の動向に配慮するとともに、サービス利用者の直接的な受益だけを見るのではなく、それがもたらす社会的な受益についても考慮しながら、負担の公平性の観点で、利用者の受益の程度に応じた適正な料金となるよう、施設使用料などのサービス提供料金やその減免規定について見直しを行います。

(3) 地方債の借入を抑制します

市債残高の増加は、将来の公債費負担を増大させ、ひいては市の財政運営に支障をきたすこととなります。現状の市債残高を踏まえ、市債の発行を抑制するとともに、繰上償還や借り換えにより公債費負担軽減について積極的対応を図り、自律的で効果的かつ計画的な市債の管理運用を図ります。

(4) 内部管理経費を徹底して削減します

職員一人ひとりがコスト意識と儉約意識を持ち、日常の行動の中から、自らの問題として事務経費の節減合理化に努めます。また、経費全般について見直しを行い、人件費や公債費等の義務的経費の抑制に努めるとともに、物件費などの経常的経費について徹底した削減を図ります。

(5) 施策、事業及び補助金等を見直します

施策、事業については、市民ニーズや市民満足度を視点に見直すとともに、社会的弱者への配慮や市全域の均衡ある発展、公共性などを考慮しながら、事業コストの削減に取り組みます。

補助金については、より自主性と成果を重視した交付金化を進め、自立支援型への転換を図ります。また、行政の責任や経費負担のあり方、効果の検証、終期の設定などについて交付基準として明確化するとともに、今後に向けた市民参加による新しい交付制度の仕組みづくりを検討します。

また、分担金や負担金についても見直しを行います。

(6) 公営企業及び特別会計の健全化を図ります

公営企業で運営している水道事業や、簡易水道、下水道、国民健康保険、老人保健などの各事業特別会計については、その趣旨に鑑み健全化に向けた取り組みを進めます。

また、上水道、下水道については、それぞれ中・長期的な経営計画を踏まえ、できる限り早期の使用料金の適正な見直しと統一に向けた検討を進めます。

(7) 効果的かつ自律的な予算編成方式を確立します

市民と最も近い位置にあり、実態を最もよく把握している各部局に一定の予算編成権限を委譲し、予算執行の効果が最大限発揮されるように予算編成方法を見直します。権限と責任の移譲により、各部局の自主性・自律性を高めるとともにコスト意識の向上を図ります。

4. 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります

(1) 行政評価制度を導入します

予算化及び予算執行に目がいきがちであったこれまでの行政運営から、市民本位・成果重視の行政運営への転換を図るため、市民参加により事務事業や政策・施策の評価を行う行政評価制度を導入し、計画・実行・評価・見直しの周期の確立により、効果的・効率的な行政運営を推進します。また、評価の情報を公開し、市民にわかりやすい評価の仕組みづくりに取り組みます。

(2) 総合行財政システムを確立します

厳しい行財政環境の中で自立した市政を維持し、市民ニーズの高度化・多様化に伴って増大する行政需要や新たな行政課題に的確に対応し、解決していくためには、その基盤となる財政の安定化が不可欠です。

総合計画と財政計画、行政評価などの各種の行政システムの連動を図り、最小の経費で最大の効果を挙げる行財政運営に努めます。

(3) 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます

地方分権が本格化する中、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する市民ニーズに対し、市民本位の、そして本市の実情に呼応した行政を展開できる組織機構への再編に取り組みます。

旧町村単位に設置している総合センターについても、その権限や役割を明確にし、窓口サービスや地域自主活動支援などの機能維持と市政の一体化・均一化・効率化の両面から今後のあり方について検討を進めます。

職員の定員管理については、新市建設計画における合併後 10 年間で 150 人の職員削減計画を達成目標とした定員管理計画を作成し、早期退職者の募集や採用の抑制を図るとともに、それを踏まえた組織機構と職員配置により適正な定員管理を行います。また、今後、職員数が減る中でサービスを維持する方策として業務の外部委託を積極的に推進します。

(4) 給与制度の見直しを進めます

職員の給与制度については、地方自治法並びに地方公務員法を遵守するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、他市との均衡や民間の動向等を考慮しながら適宜見直しを図ります。また、職務に対する貢献度を給与面で反映するための制度についての研究を進めます。

(5) 公共施設の適正配置に向けた見直しを進めます

合併により旧町村の公共施設はすべてそのまま市に引き継いでいるため、市民の利便性を考慮しながら、施設の統廃合も含め、適正配置に向けた見直しを進めます。

また、市民サービスの向上と行政組織の機能発揮を図るうえで、現在の分散する庁舎のあり方について、中・長期的な視点からの検討が必要です。

さらに、今後の少子化の進行に伴う学校・幼稚園などの教育関連施設、保育所などの福祉施設等のこれからのあり方などについても重要課題として検討を進めていきます。

(6) 第三セクター等の見直しを進めます

第三セクターや公益法人は、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、行政施策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体の一つとして行政の補完的・代行的な役割を果たしてきました。しかし、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっていることから、公的関与の必要性を踏まえ、そのあり方を抜本的に見直し、市民ニーズに対応した役割や事業の再構築を図るため、施設の見直しをはじめ指定管理者制度の導入や法人の再編等に取り組みます。

(7) 広域行政への取り組みを進めます

市民の行動範囲は市域を越えて広域化しており、今後さらに市域にとられない施策の重要性は増すものと思われまます。また、厳しい財政状況の中、地方自治体間で共通する事務の共同処理などにより行政経費の削減が期待されることから、広域的な行政サービスの研究や共同処理の推進に取り組みます。

また、厳しい財政環境下での地方自治体の運営努力を鑑み、一部事務組合等についても、その原資は税金であり、構成自治体と同様の運営努力が求められることから、あらゆる面での改革を促してまいります。

(8) 電子市役所への取り組みを進めます

I T（情報通信技術）の活用による市民サービスの向上や適時適正な情報提供など、市民に便利な行政システムを創出していくとともに、組織のスリム化と併せて、庁内事務の高度化や高速化、簡素効率化を図るため、電子市役所への取り組みを進めます。

また、個人情報保護の徹底や安全性を確保するための対策に万全を期しながら、市民の誰もがI Tの恩恵を最大限に受けられるような体制づくりを推進します。

5. 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします

(1) 市民に信頼される職員をめざします

職員研修の充実により、自らを研鑽し、市民感覚を持って日常業務に活かすことのできる問題解決能力や政策形成能力を備えた資質の高い職員の育成を図ります。

また、公務員としての規律や倫理を徹底し、市民に信頼される職員の育成に努めます。

(2) 接遇日本一をめざします

言うまでもなく職員は全体の奉仕者であり、行政サービスの担い手です。職員一人ひとりが市民の気持ちになって応対し、市民の窓口であることを意識して行動することが行政サービスの向上につながります。市民から信頼される職場、親しまれる職員を目指し、接遇の向上を心がけます。

(3) 課題に柔軟に対応できる人事制度をつくります

今後の新たな行政課題に対応していくため、職員の任用に当たっては、優秀な人材の確保に向けて、専門的職員としての民間人の登用など、従来の選考方法にとらわれない柔軟な採用のあり方について研究します。また、公務員制度改革の動向などを踏まえながら、成果主義や能力主義に基づいた職員の能力を公平に評価できる新たな仕組みについても研究を進めます。

(4) 風通しのよい職場環境をつくります

地方分権の時代を迎え、今後は一層組織としての総合力が求められます。組織の使命や目標を達成するため、職員が明確な目標と意欲を持って絶え間ない職場改革を進め、市民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスを提供していくとともに、現場の職員の声が市長にまで届く仕組みをつくり、活力のある風通しのよい職場環境づくりを進めます。

V 推進方策

1. 聖域を設けず決断力をもって迅速に取り組みます

行財政改革は、大綱や実施計画等を作成することからスタートしますが、それが実行されなければ「絵に描いた餅」になってしまいます。また、改革を進める際に、ひとつでも例外を認めてしまうと、あれもこれもと次々に例外が増えていき、結果として不公平が生じる恐れがあります。したがって改革を進める上では、一切の例外や聖域を設けず、必要性や重要度の観点で根本から見直します。

雲南市の次代を担っていく世代、これからこの地に生まれこの地で育っていく子供たちが、心豊かに安心して暮らし続けていくことができる「新しい日本のふるさとづくり」に向けて、勇気と決断力をもって迅速に改革に取り組みます。

2. 市民に公表しながら全庁を挙げて取り組みます

行財政改革は一過性のものではありません。財政状況にかかわらず時代の変化に的確に対応し、市民ニーズに応じていくためには、継続的、組織的な取り組みが求められることから、市長を本部長とし部長級で構成される「雲南市行財政改革推進本部」を中心に全庁的に取り組みます。

改革の具体的な推進は、計画を統括する行財政改革担当部署と各部局から選出する職員で組織する「雲南市行財政改革推進プロジェクトチーム」において取り組むとともに、それぞれの部署で所掌する推進事業は、担当部署が責任をもって取り組みます。

行政現場の様々な問題を把握し、その対応すべき方向性について一番認識しているのは、市民と直に接する個々の職員です。職員一人ひとりが改革の主体者であることは言うまでもなく、特に各部局長・総合センター長と各所属長は、自らが改革を率先して行う推進役であることを再認識し、責任を持って行財政改革を推進します。

また、改革推進にあたっては、市民や学識経験者など外部委員で構成される「雲南市行財政改革推進会議」の意見や提言を尊重するとともに、実施状況等を「市報うんなん」や市のホームページなどを通じて市民に公表し、改革の進行状況の監視と推進の支援を図り、市民、市議会の理解と協力のもとで改革を進めます。

3. 年度計画により着実に取り組みます

改革を実効性をもって迅速に進めるため、総合計画などと整合性を図りつつ、この大綱を実現するために取り組むべき課題をまとめた実施計画を作成し、着実に実行に移します。

計画期間は、平成17年度から概ね5か年間とし、毎年度、取組成果について評価を行い実効性を確保するとともに、必要に応じて計画を見直します。